

平成28年 第4回

長与町議会定例会会議録

平成28年12月 6日開会

平成28年12月20日閉会

長与町議会

平成28年第4回長与町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成28年12月 6日
本日の会議 平成28年12月 6日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君 議事課 長 富永 正彦 君
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 久松 勝 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
健 康 保 険 部 長 谷本 圭介 君 水 道 局 長 木島 英利 君
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
水 道 局 理 事 吉田 邦彦 君 教 育 委 員 会 理 事 近藤 徳雄 君
秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君 総 務 課 長 山本 昭彦 君
契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君 地 域 安 全 課 長 山口 功 君
政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君 財 政 課 長 田中 一之 君
税 務 課 長 荒木 秀一 君 収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君
土 木 管 理 課 長 日名子達也 君 産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君
福 祉 課 長 森川 寛子 君 こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君
住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君 健 康 保 険 課 長 志田 純子 君
介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君 下 水 道 課 長 濱 伸二 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 森 省二 君 情 報 管 理 室 長 江頭 幹夫 君
代 表 監 査 委 員 中川 勝秀 君

会議録署名議員

2番 中村 美穂 議員

3番 安部 都 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時26分

平成28年第4回長与町議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年12月 6日（火）
午前 9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	61	長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について	
6	62	長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例	
7	63	長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例	
8	64	長与町表彰条例の一部を改正する条例	
9	65	長与町職員定数条例の一部を改正する条例	
10	66	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
11	67	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	
12	68	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	
13	69	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	
14	70	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
15	71	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
16	72	長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例	
17	73	上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例	
18	74	長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
19	75	長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
20	76	長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
21	77	長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例	
22	78	長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	

日程	議案番号	件名	備考
23	79	長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
24	80	長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
25	81	長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例	
26	82	長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例	
27	83	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	
28	84	長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
29	85	長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
30	86	長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
31	87	長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
32	88	長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
33	89	平成28年度長与町一般会計補正予算(第4号)	
34	90	平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	
35	91	平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	
36	92	平成28年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)	

平成28年第4回長与町議会定例会会期日程

◎ 会 期 12月6日(火) ～ 12月20日(火) 15日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
12	6	火	9:30	本会議	議長報告、行政報告、 議案上程(提案理由説明) (全員協議会)
	7	水	9:30	本会議	一般質問(5名) (午前)吉岡議員・岩永議員 (午後)金子議員・竹中議員 分部議員
	8	木	9:30	本会議	一般質問(5名) (午前)浦川議員・西岡議員 (午後)饗庭議員・堤議員 安部議員
	9	金	9:30	本会議	一般質問(2名) (午前)河野議員・安藤議員
					議案に対する質疑・採決(委員会付託以外の議案) 議案に対する質疑・付託(委員会付託議案)
	10	土	—	休 会	
	11	日	—	休 会	
	12	月	9:30	委員会	付託案件審査
	13	火	9:30	委員会	付託案件審査
	14	水	9:30	委員会	付託案件審査
	15	木	9:30	委員会	付託案件審査
	16	金	9:30	委員会	付託案件審査
	17	土	—	休 会	
	18	日	—	休 会	
19	月	9:30	委員会	付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ	
20	火	9:30	本会議	委員長報告・採決(委員会付託議案)	

◎ 一 般 質 問

7 日	午前	吉岡清彦 議員 ① 町長が目指す人材の育成について ② ごみ行政について ③ 新教育長の教育姿勢・方針について
		岩永政則 議員 ① 長与町交通体系充実のための大村湾浮橋構想について ② 中尾城公園内の公園施設について
	午後	金子恵 議員 ① 長与町の教育行政について
		竹中悟 議員 ① 町長の決断力と環境アセスについて
		分部和弘 議員 ① 食育について ② 水道事業について ③ 安全安心の町づくりについて
8 日	午前	浦川圭一 議員 ① 町職員の居住地実態について ② 健康器具の各地区整備について ③ 大規模小売店舗立地法の届出書で示されている、周辺地域の生活環境を保持するための措置について
		西岡克之 議員 ① 本町の教育政策について ② 本町の福祉問題について
午後	饗庭敦子 議員 ① 子育て支援の充実について	
	堤理志 議員 ① 生活困窮世帯への対応のあり方について ② 教育行政について	
	安部都 議員 ① 本人通知制度の導入について ② 地方創生・人口減少対策と魅力あるまちづくりについて	
9 日	午前	河野龍二 議員 ① 防災行政無線について ② 子ども医療費の助成制度拡大について ③ 安全に生活する上での交通環境整備について
		安藤克彦 議員 ① 学校給食の運営について

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから平成28年第4回長与町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、2番中村美穂議員、3番安部都議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月20日までの15日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの15日間に決定いたしました。

次に、日程第3、議長報告を行います。議長報告でありますがお手元に配付したとおりでありますので、説明を省略いたします。これで議長報告を終わります。

次に、日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。寒さが日増しに募ってまいりまして、議員各位におかれましてはくれぐれも健康にご注意され、ご自愛いただきたいと存じます。また、去る10月27日にご薨去されました三笠宮崇仁親王殿下に謹んで哀悼の意を表すところでございます。本町でも10月28日から29日に弔問記帳所を設け、町民皆さんとともに謹んで哀悼の誠を捧げ、安らかな御冥福をお祈り申し上げます。

さて、平成28年第4回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変御多用の中に、ご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。本日から開会をしていただくわけでございますが、本議会におきましても重要な案件をお願いいたしております。長期間になることとは思いますが、どうぞよろしくご審議をいただき、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。それでは、9月から11月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配付させていただいておりますので、主要な部分だけご報告をさせていただきます。

9月1日に長与町高齢社会総合対策ネットワークに関する協定調印式を行いました。これは高齢者が安心して安全に暮らせる町の構築を目指し、振り込め詐欺をはじめとする犯罪被害防止、所在不明の保護活動など7項目について、時津警察署と連携をとるために協定の締結をしております。11日には長与町民ソフトボール大会を開催いたしました。台風の影響により1週間延期となりましたが、34チームに参加をいただき、決勝戦は2年連続でサニータウン北自治会と緑ヶ丘自治会の対戦となりました。決勝にふさわしい接戦となりましたが、3対2でサニータウン北自治会が大会2連覇を果たしております。10月に入りまして9日に長与町民体育祭を開催いたしました。31チーム

およそ8,000人の皆様に参加をいただき、緑ヶ丘チームが優勝し、大会3連覇を果たしております。なお、北陽台チームが今回初参加しております。12日と11月17日には長崎連携中枢都市圏ビジョン会議が開催され、連携中枢都市圏ビジョンの策定へ向け、具体的な取組や成果指標の設定などについて協議を行っております。16日から17日にかけてねりんピック長崎2016ターゲットバードゴルフ交流大会を開催いたしました。全国から35チーム127人の参加のもと、多くのボランティアの皆さんにご協力をいただき、盛会裏に終了することができました。参加された選手の皆様から長与町のおもてなしのすばらしさにお褒めの言葉や感謝の言葉を頂き、長与町の魅力を全国に発信できたものと思っております。この場をお借りいたしまして、御協力いただきました皆様に心より御礼を申し上げます。18日には長崎広域連携推進協議会が開催され、長崎市長、長与町長及び時津町長の三者において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約書について確認を行ったところであります。22日でございますが、長与町殉国者追悼式を執り行い、多くの遺族の方にご列席いただき、戦争犠牲者への追悼の意を捧げております。11月に入りまして1日にまち・ひと・しごと創生推進会議を開催いただき、昨年度策定した本町のまち・ひと・しごと総合戦略に関し平成27年度末における取り組み状況を皆様へご報告し、それに対する意見をいただいております。同日、長与町行政改革推進委員会を開催していただき、町職員数の状況、財政の状況及び今年度の行政改革大綱実施計画の進捗状況などについて報告をいたしております。また、行財政改革の一環といたしまして、本年度から取り組んでおります施設使用料と補助金の見直しにつきましても委員の皆様から貴重な意見をいただいております。3日には長与町民文化祭表彰式典におきまして、長与町の町政推進のため各分野で御功労いただいております32名の方々と3団体へ表彰状及び感謝状の授与を執り行っております。17日には自治会加入促進調査研究会を開催しております。現在71.5%と落ち込んでいる自治会加入率に歯止めをかけ、どのようにすれば自治会に加入していただけるかを自治会やコミュニティ代表の皆様と協議をしております。21日から22日にかけて長与・時津環境施設組合議会定例会を開催し、平成27年度決算についての認定をいただいております。29日には長与町・時津町道路事業整備促進協議会を開催し、長与时津両町にまたがる国道、県道の渋滞緩和対策などを協議しております。その他にも10月から11月にかけて国道207号線などの道路整備のために県をはじめ、国土交通省並びに関係部局に足を運び、事業の整備促進のために要望を行ってまいりました。今後もこれらの事業に係る財源確保など、早期完成に向けて努力をしてまいります。その他お手元に配付のとおり、多くの会議、事業等があります。秋は多くの行事があり議員各位におかれましてもご参加、ご協力をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。次でございます。次に載せてあります5,000万未満の入札結果とあわせましてご参照いただければと存じます。以上が9月から11月にかけての行政報告でございます。

○議長（内村博法議員）

以上で行政報告を終わります。

次に、日程第5、議案第61号、長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について。

日程第6、議案第62号、長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例。

日程第7、議案第63号、長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例。

日程第8、議案第64号、長与町表彰条例の一部を改正する条例。

日程第9、議案第65号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例。

日程第10、議案第66号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

日程第11、議案第67号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第12、議案第68号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

日程第13、議案第69号、長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第14、議案第70号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

日程第15、議案第71号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第61号から第71号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

はじめに、議案第61号、長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議につきまして、本議案は、本町と長崎市の間において、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議をするに当たり、同条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。この連携協約に規定する事項につきましては、国が定める連携中枢都市圏構想推進要綱に準拠したものとなっております。具体的には、連携協約を締結する市町の名称のほか、目的、基本方針、連携する取組、費用分担、定期的な協議、協約の失効についてそれぞれ規定しております。なお、第3条に規定する本町と長崎市が相互に連携して取り組む内容と役割分担は別表のとおりでございます。1番目の圏域全体の経済成長のけん引に関する取組では政策分野として経済成長戦略の策定など4項目を、2番目の高次の都市機能の集積・強化に関する取組では高度な医療サービスの提供など3項目

を掲げております。これらにつきましては、長崎市が主体的に取り組み地域経済をけん引するもので、連携町においてもその便益を共有するものでございます。3番目の圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組では、生活機能の強化に係る政策分野として医療、介護、福祉など10項目を、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野として公共交通や道路交通など5項目を、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野として職員育成・交流など2項目を掲げております。これらについては、圏域の住民生活に密接に関わる政策分野について、長崎市と連携して取り組むものでございます。以上が、本議案の主な内容でございます。なお、参考資料として「連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」を添付しておりますので、併せてご参照ください。

次に、議案第62号、長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例につきまして、本町はこれまで広域連携の取り組みとして、長崎市及び時津町とともに、定住自立圏の形成を目指すこととし、その協定締結については地方自治法第96条第2項の規定に基づき、条例により議会の議決すべき事件としていたところでございます。このたび、国の制度改正を受け、中核市である長崎市を中心とする連携中枢都市圏構想に移行するため、不要となる当該条例を廃止するものでございます。

次に、議案第63号、長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例につきまして、本条例の制定につきましては、平成27年9月4日に公布され平成28年4月1日に施行されました農業委員会等に関する法律等の改正に伴うものであります。法律改正の内容といたしましては、大きく3点が行われます。1点目は、農業委員会の業務及び重点を置く役割といたしまして、農地利用の最適化の推進の明確化。2点目は、農業委員の選出方法の変更。3点目は、農地利用最適化推進委員の新設となります。本改正に係る制度の主な変更点といたしましては、農業委員の公選制から市町村長による任命制へと移行されます。任命制の具体的方法といたしましては、公選制に替わる地域の信任を踏まえた代表性の確保の観点から、あらかじめ地域の農業者や農業団体等に農業委員の候補者の推薦を求め、併せて公募を行い、推薦及び公募の結果の公表義務を行うことと、農業委員選任に際しまして町部局より議会の同意を得るものとなります。農業委員の定数12人につきましては、法律施行令に定められた基準に基づき、本町の状況に照らし合わせた定数としております。また、農地利用最適化推進委員の新設ですが、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農地利用最適化推進委員を設置しなければならないと規定されております。また推進委員の定数は、農地面積その他の事情を考慮し、改正法の施行令で定める基準に従い条例で定めることとなっております。この推進委員の定数基準は、施行令の規定により、100ヘクタール当たり1人とし、本町の農地面積861ヘクタールから除した数値が8.6人となります。したがって、第3条において農地利用最適化推進委員の定数を8人で定める議案をするものでございます。また、附則といたしまし

て、この条例は公布の日から施行することといたしております。なお、附則第2項、長与町農業委員会の選挙による委員の定数条例につきましては廃止となりますが、経過措置といたしまして、施行時に在任する農業委員の任期満了日までは、農業委員の選挙による定数条例に基づいた農業委員の定数ということになります。以上がご提案の内容でございます。

次に、議案第64号、長与町表彰条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、表彰方法における適正な水準への見直しを行うとともに、所要の改正を行うものでございます。第8条の改正は、現在、号立てで明記されている記念金品の金額を削り、規則において予算の範囲内とするものです。第9条の改正は、表彰の具申を「自治会長、学校長及び各種機関の長」から「執行機関の長」に改め、町所管課において「被表彰者」の人選をお願いするものです。第11条の改正は、欠格事項に関する規定を改め、併せて条文の整理を行うものです。附則では、この条例の施行日を公布の日からとしております。

次に、議案第65号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、本町におきましては、組織改革の見直しなど行政改革に取組み、住民サービスの質を維持しつつ、極力職員数を抑制することで効率的な行政運営に努めてまいりました。近年、地方分権・地域主権の流れが加速し、自治体業務は増加しており、職員の時間外勤務の増加と有給休暇の取得率の低下が問題となっております。事業主の責務として、職員の安全と健康管理に配慮する必要があります。この問題などを是正するため、今回の改正案をお願いするところでございます。今回の改正は、職員の定数を見直すとともに、所要の改正を行うものでございます。第2条の改正は、現行の職員定数229人を240人とし、第2条第2号中、町長の事務部局の職員172人を181人に改め、同条第5号中、教育委員会の事務部局の職員24人を26人に改め、ただし書きとして、「休職中の職員、育児休業中の職員その他給与の支給を受けていない職員」を定数から除外するものです。附則では、この条例の施行日を平成29年4月1日からとしております。

次に、議案第66号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い別表の農業委員会の部に「長与町農地利用最適化推進委員」の報酬額を新たに加えるものでございます。附則といたしまして、施行日を平成29年4月1日としております。

次に、議案第67号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第68号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第69号、長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関連いたしますのでまとめてご説明申し上げます。町議会議員及び三役の期末手当の支給割合につきまして、国の特別職と同様に人事院勧告に準じて支給割合を引き上げるため、条例を改正するものでございます。第1条におきましては、期末手当の支給割合を0.1カ月分引き上げ、総支給割合

を3.1カ月分とするものです。第2条におきましては期末手当の支給割合を、6月は100分の145、12月は100分の165にそれぞれ改めるものです。附則第1項及び第2項において、本条例の第1案の規定は公布の日から施行、平成28年4月1日から適用とし、第2条の規定は平成29年1月1日から施行するものとしております。附則第3項には給与の内払いについて定めております。

次に、議案第70号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、平成28年8月8日の人事院勧告は、民間給与との較差を埋めるため俸給表の水準を平均0.2%引き上げることに加え、初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に改定を行う内容となっております。長崎県におきましても、県人事委員会が人事院勧告に準じた内容の勧告を行っております。本議案はこれらの勧告に準じ、条例改正をするものです。第1条は平成28年4月1日適用分で、第3条及び第4条の改正は、別表の整理をすることによって必要となる条文の整理をするものです。第18条第2項及び附則第7項の改正は、職員の勤勉手当の支給割合を改めるものです。一般職員の場合、勤勉手当が0.1カ月分引き上げとなり、期末・勤勉手当の総支給割合が4.3カ月分となります。別表第1の改正は、給料月額を改定するものです。別表第2、別表第3及び別表第4の改正は、技能労務職給料表及び技能労務職給料表等級別基準職務表を削るとともに、別表の整理をするものです。第2条は、平成29年4月1日施行分で、第8条及び第9条の改正は、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引き上げるとともに、条文の整理をするものでございます。第18条第2項及び附則第7項の改正は、職員の勤勉手当の支給割合を改めるものです。一般職員の場合、勤勉手当の6月期と12月期の各支給割合が変更となりますが、総支給割合は4.3カ月分に変更はありません。附則第1項及び第2項において、本条例の第1条の規定は公布の日から施行、平成28年4月1日から適用とし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものとしております。附則第3項では給与の内払いについて定めております。附則第4項では、扶養手当に関する特例について定めております。附則第5項では、長与町職員等の旅費支給条例の一部改正について定めております。

次に、議案第71号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、本町における国民健康保険特別会計の現状は非常に厳しい状況でございます。平成27年度国民健康保険特別会計において1億667万円の不足が生じ、平成28年度予算からの繰上充用を実施させていただいたことを6月議会で報告させていただきました。また、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で歳入欠かん補てん収入を計上させていただき、現在9,113万7千円が不足額として残っている状況でございます。6月議会及び9月議会において、不足額が生じた要因とその対応につきまして述べさせていただきましたが、現時点における見込みといたしましては、歳入につきましては、税収がおよそ6,000万円増加いたしますが、保険給付費の減少に伴う国・県支出金の減少

や共同事業交付金の減少、退職被保険者の減少による療養給付費交付金の減少が予想されるため、昨年度比約9,000万円の減収が見込まれます。また歳出につきましては、保険給付費がおよそ1億7,000万円減少することなどにより、昨年度比およそ1億9,500万円の減少が見込まれます。結果、平成28年度の単年度の収支をみますと、昨年度から1億500万円改善するため、ほぼ赤字は出ないと予想されますが、昨年度の赤字分を解消するまでには至らないと考えております。今後につきましては現在の税率を基に平成29年度の国民健康保険税の収入を8億2,400万円と見込んでおります。平成28年度に比べ国民健康保険加入者の減少が予想されますので、2,332万円ほどの減少となります。そのほか、保険給付費等に対する国・県の負担金や調整交付金、退職者被保険者に関する交付金、共同事業交付金の減少等がおよそ6,800万円見込まれます。平成29年度の総収入を46億9,220万円と見込むと、平成28年度よりおよそ8,345万円の減少となります。一方、支出の6割を占める保険給付費につきましては28億8,800万円を見込んでおります。今年度の1人当たり医療費は今のところ大幅に減少しておりますが、医療技術の進歩や新薬の開発等を考えますと、今後増加が見込まれます。平成29年度の総支出額を48億9,059万8千円と見込んだ結果、平成28年度よりおよそ706万円の増加となります。結果、平成29年度は総額1億9,839万円の赤字が発生すると見込んでおります。次に平成30年度以降ですけれども、国保制度の改革により都道府県が財政運営の主体となることから、県に納める納付金額や県が示す標準税率を基にして税率を決定し、課税を行うこととなります。税率算定の方法や事務の調整につきましては、県や他の市町と協議を行っておりますが、現在、検討段階でありますので、平成30年度以降の見通しにつきましては未だ不明なところが多くなっております。今後も関係機関と連携して情報収集や調整を行い、適正に対応してまいりたいと考えております。このような町の国保財政の現状を踏まえ、次の3つの項目を基本におきまして税率改定の検討を行ってまいりました。1点目としまして、「長与町国民健康保険特別会計は、原則、基金運用を含む独立採算での会計運営を維持する。」としております。これは一般会計からの法定外繰入は、国保被保険者以外の住民が多く、その方々が国保の費用を負担することとなることから、本町におきましては原則として行わない考えであります。2点目は、「収納推進課との連携を強化し、口座振替の推進や滞納整理を積極的に行い、収納率を向上させるとともに滞納額の減少を図る。」ものとしております。国保の被保険者は所得の低い方が多く、滞納となる件数も増えております。今後も収納推進専門員の指導を仰ぎながら、滞納者との接触を図り、相談に対応する体制を築くことで、確実に納付に導くとともに払えるのに払わないという悪質な滞納者に対しては、さらなる滞納整理を行っていくこととしております。3点目は、「生活習慣病を含む疾病の予防と重症化予防を図る」ものとしております。現在も特定健診・がん検診の受診勧奨や健康相談、健康教育などを通して、正しい知識の普及や生活習慣改善の支援を行っておりますが、今後はさらにPRの拡大

や検診後のフォロー等の強化を図ってまいります。このような項目を基本におきまして、次のような自立の見直しを行いたいとして、先般、国民健康保険運営協議会へ諮問し、承認を頂いたところでございます。

それでは今回の改正内容について説明を申し上げます。第3条は基礎課税額（医療分）で、第3条第1項は所得割の率を改めるものでございます。第5条は被保険者均等割額を、第5条の2は世帯別平等割額について、特定世帯及び特定継続世帯以外の一般世帯、特定世帯、特定継続世帯のそれぞれの額を改めるものでございます。第6条から第7条の3は後期高齢者支援金分で、第6条は所得割の率を改めるものです。第7条の2は被保険者均等割額を改めるものです。第7条の3の世帯別平等割額につきましては、一般世帯、特定世帯、特定継続世帯のそれぞれの額を改めるものです。第8条から第9条の3は介護納付金分で、第8条は所得割の率を改めるものでございます。第9条の2は被保険者均等割額を、第9条の3は世帯別平等割額を改めるものでございます。第21条は軽減に対する均等割額及び平等割額を定めたもので、第1号は7割軽減関係でございます。第1号イは「医療分の均等割額」の軽減額で、同号ロは医療分の平等割額の軽減額で、それぞれ、イが一般世帯、ロが特定世帯、ハが特定継続世帯の軽減額を改めるものでございます。同号ハは、支援分の均等割額の軽減額で、同号ニは、支援分の平等割額の軽減額で、それぞれ、イが一般世帯、ロが特定世帯、ハが特定継続世帯の軽減額を改めるものでございます。同号ホは介護分の均等割額の軽減額で、同号ヘは介護分の平等割額の軽減額を改めるものでございます。同条第2号は5割軽減、同条第3号は2割軽減関係でございますが、同条第1号と同様に、それぞれの区分で均等割額、平等割額の軽減額を改めるものでございます。附則でございますが、第1項に施行期日を、第2項に適用区分を規定しております。

以上がご提案の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

次に、日程第16、議案第72号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例。

日程第17、議案第73号、上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例。

日程第18、議案第74号、長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

日程第19、議案第75号、長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

日程第20、議案第76号、長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

日程第21、議案第77号、長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例。

日程第22、議案第78号、長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例。

日程第 23、議案第 79号、長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 24、議案第 80号、長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 25、議案第 81号、長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例。

日程第 26、議案第 82号、長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例。

日程第 27、議案第 83号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例。

日程第 28、議案第 84号、長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 29、議案第 85号、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 30、議案第 86号、長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 31、議案第 87号、長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 32、議案第 88号、長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としてます議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ただ今、一括提案となりました議案第 72号から第 88号の 17議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、本町が所有する公共施設におきましては、多くの地域住民の方々にご利用いただいているところでございます。これらの施設では、現在まで保健福祉、文化スポーツ等におきまして、住民福祉の向上や産業振興の観点から、一部を除き町民の方々の利用につきましては施設使用料は無料として取り扱ってまいりました。しかしながら、公共施設を利用する特定の人が利益を受けることから、受益の範囲内での行政サービスの対価として、利益に合った応分の負担、そしてまた、負担の公平性の確保ということを鑑みまして、利用者である町民の方々に一部ご負担いただきたく上程いたしました。また、今回の使用料見直しにより、類似した施設につきまして、使用料を全町的に統一させていただいておるところであります。公共施設使用料の改正に際しましては、町民の皆様や施設の利用者の方々に丁寧な説明と周知を図っていく所存でございます。今回の条例改正は、平成 29年 4月 1日からの使用料に関する規定を改正し、併せて所要の改正を行うものです。なお、附則におきまして施行日を平成 29年 4月 1日とし、必要に応じて経過措置を規定しております。では、改正内容につきましてご説明をいたします。

初めに、議案第72号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例につきましては、別表の公民館使用料に関する料金表を改めております。

次に、議案第73号、上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例につきましては、別表の料金表を改めております。

次に、議案第74号、長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、使用者の範囲を規定する第4条を削り、第5条及び第6条を繰り上げ、第7条以下を2条ずつ繰り下げ、新たに第6条、第7条及び第8条を追加し、それぞれ使用料の徴収、使用料の減免及び還付について規定をし、別表として料金表を追加をしておるところであります。

次に、議案第75号、長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第3条及び第4条の改正で多目的広場を追加し、別表施設使用料の表を改めるとともに、所要の改正をいたしております。

次に、議案第76号、長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第2条の設置及び第8条の使用料を改め、別表の料金表を改めております。

次に、議案第77号、長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例につきましては、使用料を規定する第5条及び別表を改めております。

次に、議案第78号、長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、使用料を規定する第7条第1項を改め、設備の使用料に関する別表第1を改めております。

次に、議案第79号、長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第8条ただし書きを削り、別表の施設使用料に関する表を改めております。

次に、議案第80号、長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第8条ただし書きを削り、別表の体育館使用料に関する表を改めております。

次に、議案第81号、長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例につきましては、使用料を規定する第10条第1項及び第2項を改め、別表の施設使用料に関する表を改めております。

次に、議案第82号、長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例につきましては、使用料を規定する第10条第1項及び第2項を改め、別表の施設使用料に関する表を改めております。

次に、議案第83号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、別表の有料公園施設使用料の表を改めるとともに、所要の改正をいたしております。

次に、議案第84号、長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第7条第1項ただし書きを削り、別表

の施設使用料に関する表を改めるとともに、所要の改正をいたしております。

次に、議案第85号、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第8条第1項ただし書きを削り、別表の施設使用料に関する表を改めております。

次に、議案第86号、長与町南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第8条第1項ただし書きを削り、別表の施設使用料の表を改めております。

次に、議案第87号、長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第7条第1項ただし書きを削り、別表の施設使用料の表を改めております。

次に、議案第88号、長与町老人福祉センター「丸田荘」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、使用料を規定する第8条第1項を改め、第2項を削り、第3項を第2項とし、新たに第3項として浴場利用に付随した休息スペースとしての隣接設備使用を無料とする旨を規定をしております。これに併せまして、別表の料金表を改めるとともに、所要の改正を行っております。

以上がご提案の内容でございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

次に日程第33、議案第89号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第4号）。

日程第34、議案第90号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

日程第35、議案第91号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）。

日程第36、議案第92号、平成28年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ただいま、一括提案となりました議案第89号から第92号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

はじめに、議案第89号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第4号）につきまして、予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ6億2,177万8千円を追加いたしまして、補正後の総額を130億5,554万2千円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明をいたします。歳入の9款地方交付税は、今回の補正予算の財源調整として交付額の予算未計上分の一部を計上。11款分担金及び負担金1項負担金では、老人福祉施設入所者費用徴収金を計上。13款国庫支出金1項国庫負担金では、交付額

の確定による国民健康保険基盤安定負担金増額のほか、障害者自立支援給付費負担金、障害児入所給付費等国庫負担金、保育所運営費負担金の実績に伴う増額分を計上をいたしております。同じく13款2項国庫補助金では、経済対策に係る臨時福祉給付金給付事務費及び給付事業費補助金、そして保育所等整備交付金を計上。14款県支出金1項県負担金につきましては、交付額の確定による国民健康保険基盤安定負担金計上のほか、障害者自立支援給付費負担金、障害児通所給付費等負担金の実績に伴う増額、そして保育所運営費負担金の増額分を計上をいたしております。同じく14款2項県補助金では、子ども子育て支援交付金を計上。17款繰入金2項基金繰入金では、地域福祉ボランティア基金繰入金を計上し、18款繰越金は、今回の補正予算の財源調整として計上いたしております。19款諸収入5項雑入では、コミュニティ助成事業助成金の不採択による減額補正を計上いたしました。20款町債では、国の補正予算成立に伴う高田南土地地区画整理事業に係る国庫補助金の増額による都市計画事業債の増、及び防災行政無線デジタル化整備に係る追加工事に伴う消防施設整備事業債を増額計上いたしております。

続いて、3ページから4ページまでの歳出についてご説明を申し上げます。歳出では、各科目の職員人件費につきまして、配置転換及び人事院勧告による給与措置などの補正分を計上いたしております。次に職員人件費以外の補正につきまして、主なものをご説明いたします。2款総務費では、被爆遺構の看板作成委託料及び情報連携に係る特定個人情報等の関連例規整備委託料、確定申告時の役場駐車場警備委託料を計上。3款民生費では自立支援給付費、障害児通所給付費、保育所運営費補助金の実績見込みによる増額及び経済対策に係る臨時福祉給付金関連経費、そして平成27年度実績に伴う補助金等の過年度返還金を計上いたしております。4款衛生費では、受診者の増加に伴う健康診査委託料の増額及び労務単価の上昇によるゴミ収集委託料、し尿収集委託料の増額などを計上。8款土木費では、町道等維持補修工事費のほか、土地地区画整理事業特別会計繰出金の増額、そして公園整備工事費、町営住宅補修工事費などを増額計上いたしました。9款消防費では、コミュニティ助成事業助成金の不採択による備品購入費の減額及び防災行政無線デジタル化整備工事に係る追加工事費を増額計上。10款教育費では、小学校施設改修に係る修繕料及び体育施設整備工事費を計上いたしました。5ページの第2表地方債補正では、土地地区画整理事業、消防施設整備事業について、限度額の増額変更をお願いいたしております。以上が補正予算（第4号）の主な内容でございます。議案のあとに、「平成28年度長与町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書」を添付いたしておりますので、ご参照ください。

次に、議案第90号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ756万1千円を減額しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,854万8千円とするものでございます。それでは、歳入につきまして説明いたします。予算書の2ページをお開きください。5款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金は、

交付金の額が確定いたしましたので、33万3千円を計上いたしております。9款繰入金1項他会計繰入金は、保険財政基盤安定繰入金の額及び財政安定化支援事業繰入金の額が確定いたしましたので、82万8千円を計上いたしております。11款諸収入3項雑入につきましては、872万2千円を減額することで収支を調整いたしております。

次に歳出につきましてご説明をいたします。3ページをお開きください。3款高齢者支援金4款前期高齢者納付金、6款介護納付金につきましては、平成28年度分の確定額に伴う補正となります。以上が今回の補正の主な内容でございます。なお、説明資料といたしまして、「平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する説明書」を添付しておりますのでご参照願います。

次に、議案第91号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億28万5千円を追加いたしまして、補正後の総額を10億977万3千円とするものでございます。それでは、歳入について説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。まず、1款1項国庫補助金1億1,000万円、次に2款1項県補助金2,000万円、次に3款1項一般会計繰入金7,028万5千円を追加いたします。これは国の補正予算成立に伴う高田南土地区画整理事業にかかる国庫補助金の増額によるもの及び給与改定等に伴う人件費の増額によるものでございます。

続きまして、歳出について説明をいたします。3ページをお開きください。1款1項都市計画費を2億28万5千円追加いたしております。これは、歳入でご説明いたしました国の補正予算成立に伴う国庫補助金の増額を受け、高田南土地区画整理事業にかかる県への委託料を増額するもの及び給与改定等に伴う人件費の増額によるものでございます。以上が今回の補正予算の主な内容でございます。なお、説明資料といたしまして、「平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）に関する説明書」を添付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、議案第92号、平成28年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は第2条資本的収支及び支出の収入において、第1款資本的収入の371万3千円の増額補正を行い、資本的収入総額を1億2,449万1千円といたしております。これは、補正予算に伴う国庫補助金の増額によるものでございます。以上が議案第92号の提案理由でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。なお、10時45分より全員協議会を開催します。議員の皆様方はお集まりください。

（10時26分 散会）